

認定NPO法人日本ポーテージ協会ポーテージ相談を行う団体に関する規程

平成28年4月1日施行

2020年8月1日改定

2022年7月1日改定

第1条（目的）

認定NPO法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は、本協会の団体会員が『ポーテージ早期教育プログラム』等(以下、ポーテージプログラムという)を用いたポーテージ相談及びポーテージプログラムを使用した発達支援活動を行うことを認め、本協会の相談事業の1つとして位置付ける。本協会は団体会員の行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを使用した発達支援活動の質の維持・向上を図るために、研修、情報提供、スーパービジョンなどを行う。

第2条（ポーテージ相談を行う団体）

ポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行う団体は本協会の目的に賛同した団体会員であることを原則とする。

1. 団体会員はポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行うことができる。
2. 団体会員は、認定NPO法人日本ポーテージ協会倫理綱領に則って、ポーテージ活動を行わなければならない。
3. 団体会員は本協会とポーテージ相談スーパーバイジング契約を結び、団体の行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動についてのスーパービジョンを受けることができる。
4. 団体会員は本協会と契約し、本協会が派遣したポーテージ相談員により、ポーテージ相談を行うことができる。
5. 団体会員は相談料を受領してポーテージ相談を行うことができる。受領した相談料の一部を本協会のポーテージ活動資金として納入するものとする。
6. 団体会員が団体のホームページや要覧などで「ポーテージ」「ポーテージプログラム」等の名称を使う場合には、本協会の提供する研修やスーパービジョンを利用するなどして、ポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動が適切に行われるよう努めるものとする。
7. 団体会員は、入会時とその後1年毎にポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動の内容について、団体会員入会・継続申請書（申請・様式13）により、本協会に報告する。

第3条（ポーテージ相談員）

団体のポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行う者は「認定NPO法人日本ポーテージ協会相談事業規程」第4条のポーテージ相談員に準じるものとする。

第4条（ポーテージ相談認定団体）

本協会の団体会員のうち、団体内に1人以上の認定相談員を擁するか、それに替えて第2条3、

12. ポーテージ相談を行う団体に関する規程

4によりポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動の適正運用を図っている団体を本協会のポーテージ相談認定団体として認定する。

1. ポーテージ相談認定団体は、団体のホームページや要覧などで「ポーテージ」「ポーテージプログラム」等の名称を使用することができる。
2. 希望するポーテージ相談認定団体に「ポーテージ相談認定団体証」を発行する。
3. ポーテージ相談認定団体は1年毎に更新するものとする。
4. ポーテージ相談認定団体が条件を満たさなくなったとき、また本協会が不適格と認めたとき、ポーテージ相談認定団体の認定は取り消される。